

10月1日から、消費税率が10%に引き上げられます

【ポイント①】消費税の軽減税率制度が実施されます

10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

「飲食料品」については食品表示法に規定する食品（酒類を除く）であり、「新聞」は定期購読契約が締結された週2回以上発行されるものが軽減税率の対象です。

<軽減税率の対象品目について>

8% (軽減税率)	10% (標準税率)
<<飲食料品>> ①米穀、野菜、果実、精肉、鮮魚、乳製品、めん類、パン類、菓子類、食用の氷、ミネラルウォーター、ノンアルコールビールなど ②テイクアウト、出前、学校給食、有料老人ホームで提供される食事など	<<飲食料品>> ①家畜用動物、観賞用の魚、保冷用の氷やドライアイス、水道水、酒類（ビール、日本酒、ワイン、調理酒）など ②レストラン、出張料理、屋台での食事、ホテルのルームサービスなど
<<新聞>> ・週2回以上発行される定期購読の新聞	<<新聞>> ・電子版の新聞、コンビニ販売などの新聞

○軽減税率制度に関するお問い合わせ

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

☎0120-205-553 もしくは ☎0570-030-456

※受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除く）

中村税務署（電話相談センター）

☎35-2135 ※自動音声でご案内します。

※開庁時間 午前8時30分～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

【ポイント②】町で取り扱う使用料・手数料などの額が変更になります

10月からの消費税率の引き上げにともない、使用料・手数料などの額が8%から10%に変更になります。変更になる主なものは水道使用料、施設使用料、光ネットワーク使用料などです。

これらにおいて金額の変更がともなう場合は、納付書に同封するお知らせ文書や各施設の利用申請時などにおいて詳細をお伝えしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら各担当課へお問い合わせください。

○お問い合わせ（各担当課または） 本 庁 総 務 課 ☎43-2111
佐賀支所 地域住民課 ☎55-3111